

生協制度見直し検討会

第5回 (H18.10.18)

資料4

組織・運営規定の見直しについて

目次

- 現行の消費生活協同組合における組合運営 1
- 現行の消費生活協同組合における組合運営
（業務執行に疑義がある場合の対応） 3
- 組織・運営規定の見直しについての考え方 5
- 組織・運営に関する主な規定の各法比較 6

個別の検討事項

- 組織・運営規定の見直し項目の位置づけ 8

I 機関の権限の強化・機関相互の関係の明確化

- <1. 役員>
 - (1) 役員の欠格事由 11
 - (2) 役員の任期 12
 - (3) 役員の組合や第三者に対する責任 13
- <2. 理事・理事会>
 - (1) 理事会、代表理事に関する規定の充実 15
 - (2) 理事の自己契約・利益相反取引に関する承認等 16
- <3. 監事>
 - (1) 監事の基本的な職務 18
 - (2) 監事の選任等に関する監事の権限 19
 - (3) 監事による職務に係る費用等の請求 20
 - (4) 監事による総会提出議案の調査 21
 - (5) 監事の理事会に関する権限や義務 22
 - (6) 監事による理事の不法行為差止請求 23

II 組合員の意思が反映される運営の確保

- (1) 総会の招集手続 25
- (2) 総(代)会議決事項 26
- (3) 総代会の設置基準 27
- (4) 役員の選出方法(選任制度の導入等) 28
- (5) 理事及び監事の報酬決定手続 29
- (6) 組合員代表訴訟 30

III 外部監視機能等の強化

<1. 組合員以外の関与>

- (1) 員外理事枠の拡大 33
- (2) 員外監事設置の義務付け等 34

<2. 組合外部の者等に対する透明性>

- (1) 総会議事録の作成、備付け・閲覧 36
- (2) 理事会議事録の作成、備付け・閲覧 37
- (3) 会計帳簿の作成・保存、閲覧 38
- (4) 決算関係書類と作成手続 39
- (5) 組合員名簿の作成、備付け・閲覧 40

IV 行政庁の関与

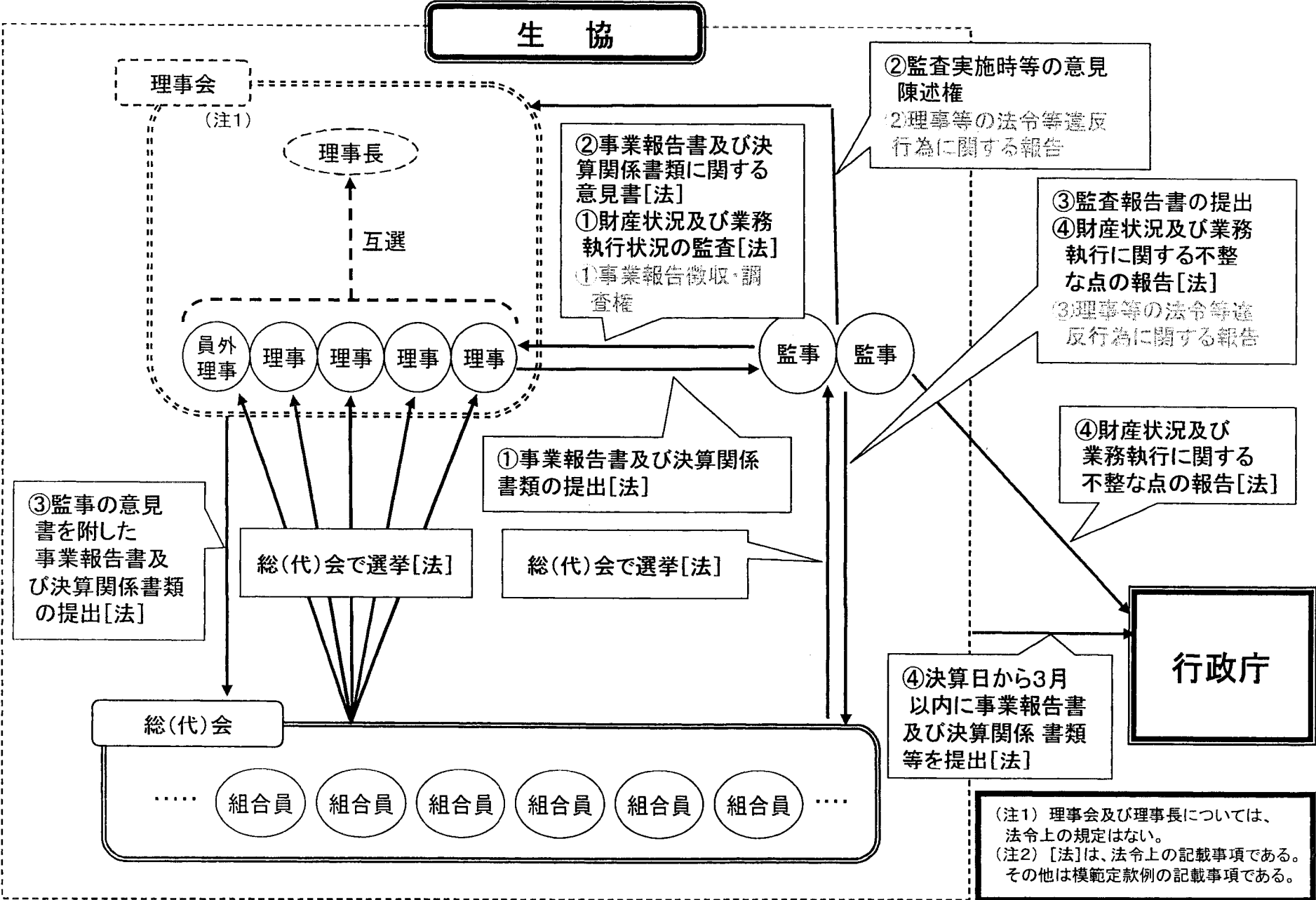
- (1) 行政庁による解散命令 42

V その他

- (1) 連合会会員の出資一口の金額及び
1会員の出資口数の限度 45

(全26項目)

現行の消費生活協同組合における組合運営



(注1) 理事会及び理事長については、法令上の規定はない。
 (注2) [法]は、法令上の記載事項である。その他は模範定款例の記載事項である。

《通常の組合運営の流れ》

【理事及び監事の選出】

- 組合には役員として理事及び監事を置く(法第27条第1項)
- 理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上(法第27条第2項)
- 役員は、定款の定めるところにより、組合員又は会員たる法人の役員のうちから、選挙する(法第28条第1項)
- 特別の事由があるときには、理事の定数の1/5以内に限り、員外の者から選挙することができる(法第28条第2項)

【決算】

- ① 理事は、通常総会の1週間前までに、事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案(以下、「決算関係書類」と略)を監事に提出(法第40条第1項)
- ②・③ 理事は、事業報告書及び決算関係書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附(法第40条第3項)
- ④ 組合は、決算日から3月以内に、事業報告書及び決算関係書類等を行政庁に提出(省令第11条)

【監事による監査】

- ① 組合の財産の状況を監査すること及び理事の業務執行の状況を監査することは、監事の職務(法第33条第1号及び第2号)
- ② 監事は、監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べる(模範定款例第38条第3項)
- ③ 監事は監査を行ったときは、意見を付した監査報告書を作成し、総会に報告(模範定款例第38条第2項)
- ④ 財産の状況又は業務の執行につき不整の点があることを発見したときは、総会又は行政庁に報告(法第33条第3号)

【監事による調査】

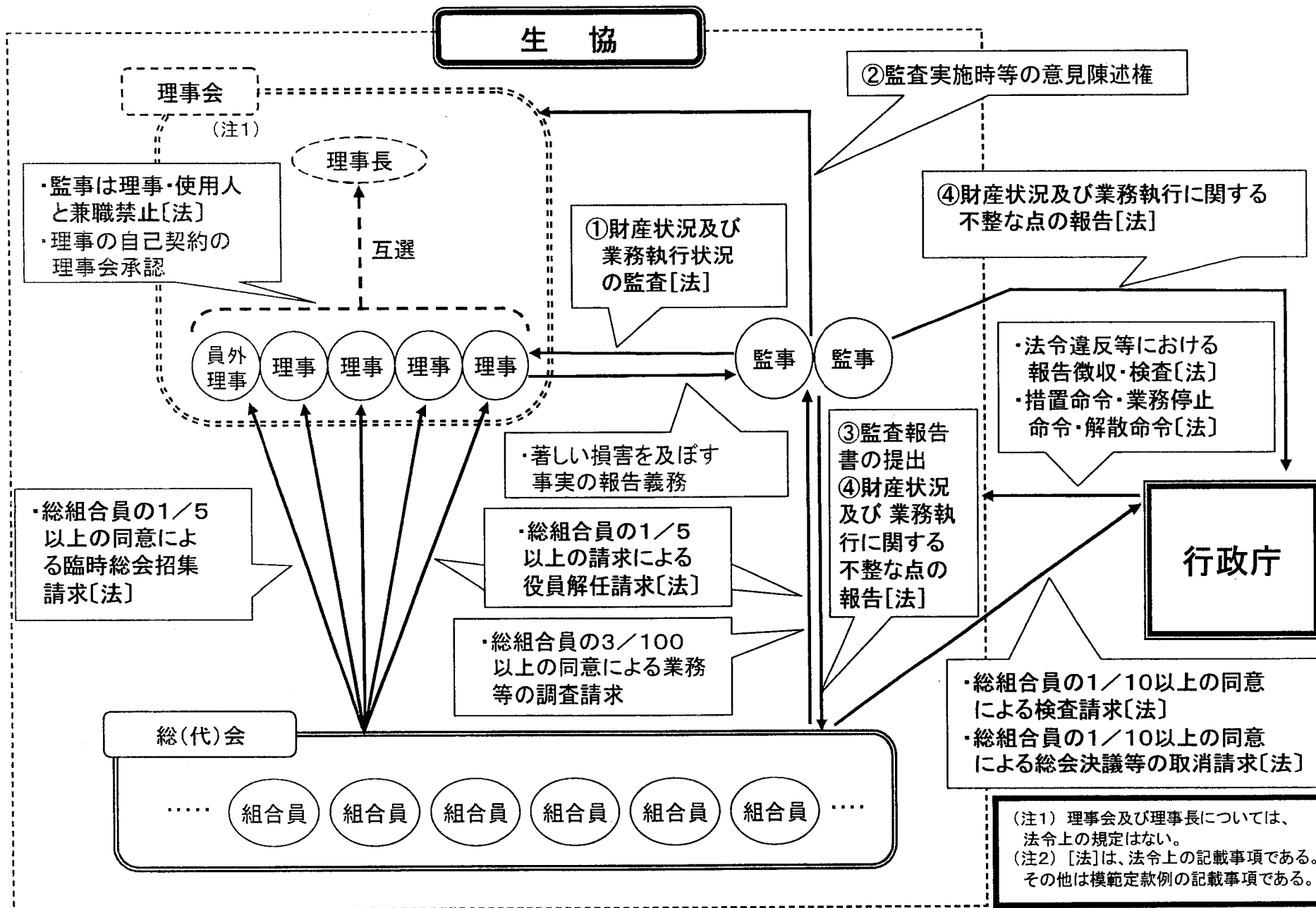
- ① 監事はいつでも理事及び組合の職員に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる(模範定款例第39条第1項)
- ② 監事は、調査の結果、理事等が組合の目的の範囲内でない行為その他法令、定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるとき及び著しく不当な事項があると認めるときは、理事会に報告(模範定款例第39条第2項)
- ③ 監事は、理事会へ報告したにもかかわらず、適切な措置が採られないと認めるときは、総会に報告(模範定款例第39条第5項)

(注) 「法」：消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)

「省令」：消費生活協同組合財務処理規則(昭和29年厚生省令第48号)

「模範定款例」：法第26条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた模範定款例

現行の消費生活協同組合における組合運営(業務執行に疑義がある場合の対応)



《業務執行に疑義がある場合の組合運営》

【監事による監査】(※通常の場合と同様)

- ① 組合の財産の状況を監査すること及び理事の業務執行の状況を監査することは、監事の職務(法第33条第1号及び第2号)
- ② 監事は、監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べる(模範定款例第38条第3項)
- ③ 監事は監査を行ったときは、意見を付した監査報告書を作成し、総会に報告(模範定款例第38条第2項)
- ④ 財産の状況又は業務の執行につき不整の点があることを発見したときは、総会又は行政庁に報告(法第33条第3号)

【未然防止策】

- 監事は、理事又は組合の使用人と兼職禁止(法第31条)
- 理事が、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うには、理事会において承認が必要(模範定款例第36条第1項)
- 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告が必要(模範定款例第40条)

【組合員の権利】

- 総組合員の1/5以上が、総会の招集を請求したときは、理事は、20日以内に、臨時総会を招集する(法第35条第2項)
- 総組合員の1/5以上の請求により、任期中でも総会において、役員を解任することができる(法第41条第1項)
- 組合員の1/10以上が、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑があることを理由として、検査請求したとき、行政庁は検査をする(法第94条第1項)
- 組合員の1/10以上が、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令等に違反することを理由として、その議決等の日から1月以内に取消請求した場合、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決等を取り消すことができる。(法第96条第1項)
- 組合員の3/100以上が、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。(模範定款例第41条第1項)

【行政庁による監督】

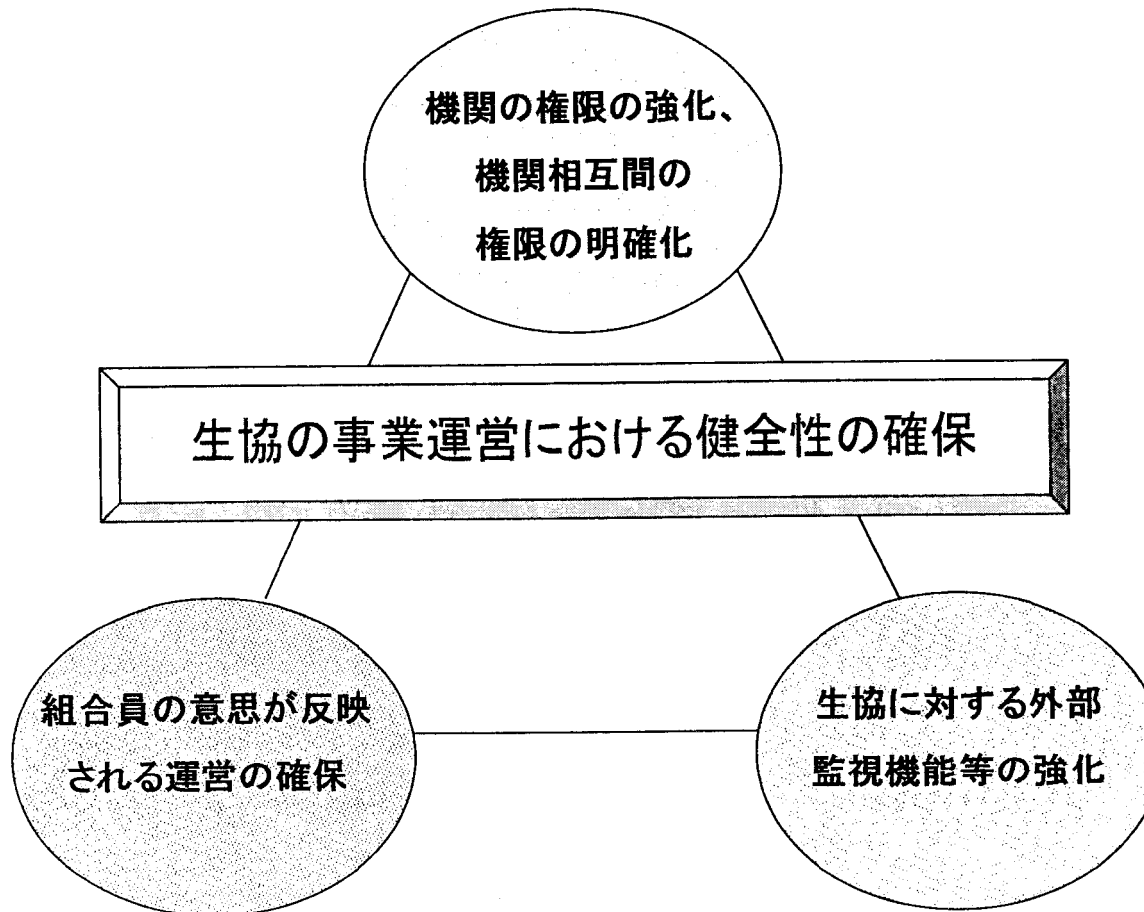
- 行政庁は、組合に法令等を守らせるために必要があると認めるとき等は、組合からその業務又は財産の状況に関し、報告徴収が可能(法第93条)
- 行政庁は、組合に法令等を守らせるために必要があると認めるとき等は、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査が可能(法第94条第2項)
- 行政庁は、検査を行った場合において、業務が法令等に違反している等の場合には、組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるよう命令が可能(法第95条第1項)
- 組合が措置命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務停止命令が可能(法第95条第2項)
- 組合基準を欠くに至った場合等で措置命令に従わないときは、行政庁は、組合に対し、解散命令が可能(法第95条第3項)

(注) 「法」：消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)

「模範定款例」：法第26条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた模範定款例

組織・運営規定の見直しについての考え方

- 生協が実施する事業の複雑化等に対応するため、各機関の責任の明確化や監視機能の強化が必要（事業協同組合など他の協同組合も近年ガバナンス強化の動き）
- 実態上模範定款例により既に採用されている制度の法令化



組織・運営に関する主な規定の各法比較

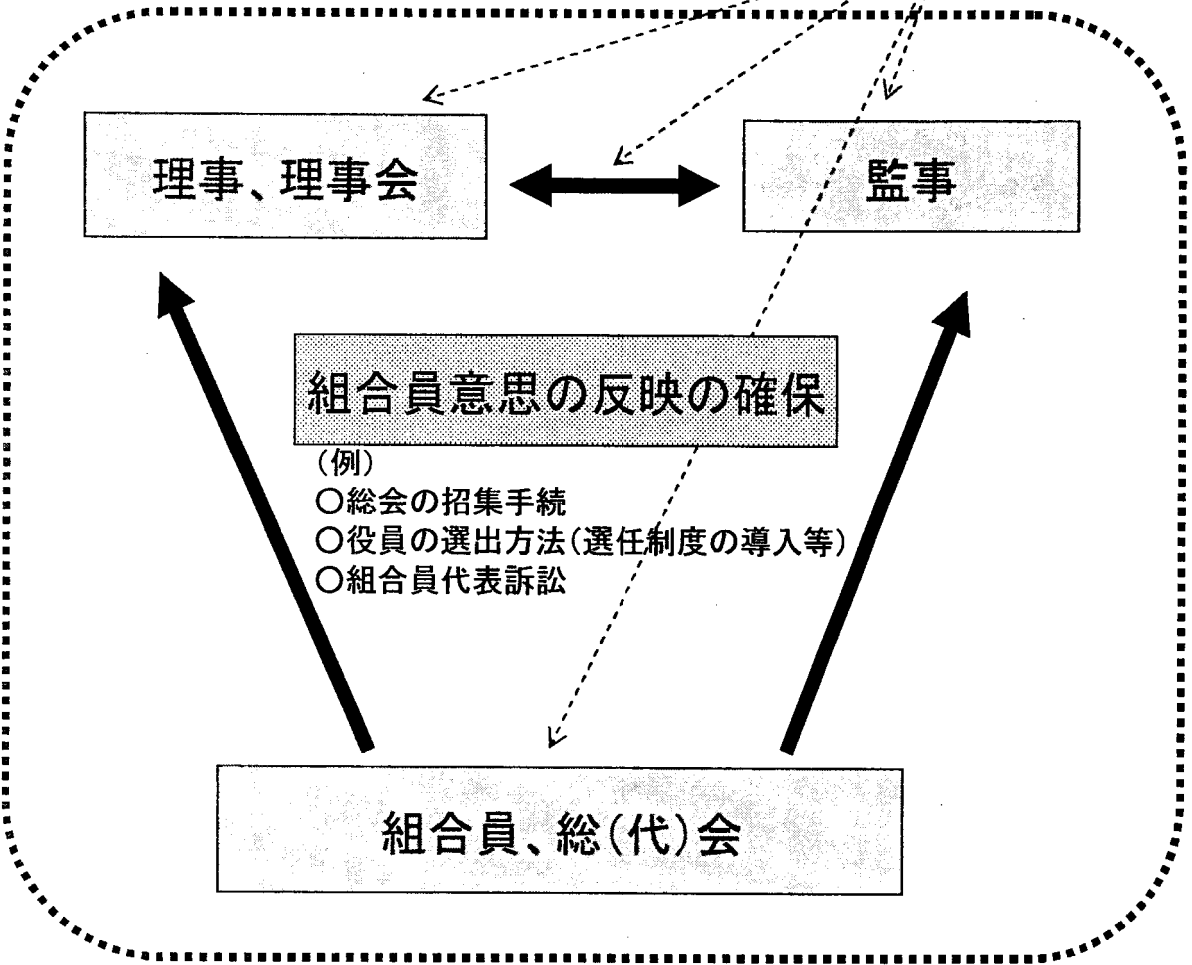
事項	生協法	農協法	改正中協法	会社法
I 機関の権限の強化・機関相互の関係の明確化				
1. 役員				
役員欠格事由	×	○	○	○
役員任期(総会終結時までの延長)	理事、監事共に最長3年(×)	理事、監事共に最長3年(○)	理事は最長2年、監事は最長4年(○)	取締役は原則2年、監査役は4年以内の最終事業年度に係る株主総会終結時(一)
役員組合や第三者に対する責任	×	○	○(理事会決議による軽減も可)	○(同左)
2. 理事・理事会				
理事会、代表理事に関する規定の充実	×	○	○	○
理事の自己契約・利益相反規定に関する承認等	×	○	○	○
3. 監事				
監事の選任等に関する監事の権限	×	○	○	○
監事による理事の不法行為差止請求	×	○	○	○
II 組合員の意思が反映される運営の確保				
役員選出方法(選任制度の導入等)	×	○	○(指名推薦制度もあり)	○
理事及び監事の報酬決定手続	×	○	○	○
組合員代表訴訟(総会決議取消の訴え等)	×	○	○	○
III 外部監視機能等の強化				
1. 組合員以外の関与				
員外理事枠の拡大	5分の1	3分の1	3分の1	上限なし
員外監事設置の義務付け等	×	○(責任準備金50億円以上の共済実施組合については1人以上)	○(組合員数1000人以上の組合については1人以上)	○(監査役会設置会社については2分の1以上)
2. 組合外部の者等に対する透明性				
会計帳簿の作成・保存、閲覧	×	○(裁判所の提出命令あり)	○(少数組合員の閲覧請求権あり)	○(少数株主の閲覧請求権あり)
決算関係書類と作成手続	○(財産目録含む。損益計算書含まず)	○(財産目録は含まず。損益計算書含む)	○(財産目録、損益計算書含む)	○(財産目録は含まず。損益計算書含む)

<個別の検討事項>

組織・運営規定の見直し項目の位置づけ

機関の権限の強化、機関相互の権限の明確化

- (例)
- 理事の自己契約・利益相反取引に関する承認等
 - 理事会、代表理事に関する規定の充実
 - 監事の基本的な職務



外部監視機能等の強化

(組合員以外の関与・組合外部の者に対する透明性)

- (例)
- 員外理事枠の拡大
 - 員外監事設置の義務付け等
 - 理事会議事録の作成、備付け・閲覧

行政庁の関与

- 行政庁による解散命令

I 機関の権限の強化・
機関相互の関係の明確化

〈 1. 役員 〉

I-1-(1) 役員欠格事由

制度の概要

役員となることができない者の資格を定める制度

生協の現状

法令上、役員欠格事由に関する規定は存在しない。(使用人と兼ねることができないとの規定はある。)

他制度の状況

農協法

- ・役員になることができない者として、①法人、②成年後見人等、③会社法等の規定に定める罪により刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことになった日から2年を経過していない者、④③以外の罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けないことに至るまでの者が規定されている。
- ・また、共済事業を行う組合の役員に関する欠格事由として、破産手続開始決定を受けて復権していない者が、追加的に規定されている。

中協法

- ・同上

会社法

- ・取締役について、①法人、②成年後見人等、③会社法等の規定に定める罪により刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことになった日から2年を経過していない者、④③以外の罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けないことに至るまでの者が規定されている。

改正の方向性

他法を参考に、共済事業を行う組合の役員に関する追加的欠格事由を含め、生協の役員となることができない者について、定めることとしてはどうか。

I-1-(2) 役員の任期

制度の概要

役員の任期を定める規定

生協の現状

- ・ 役員の任期は2年とされている。ただし、定款で3年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とするとされている。

他制度の状況

農協法

- ・ 役員の任期は、3年以内において定款で定めるとされている。ただし、定款によって、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することができるかとされている。
- ・ 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有するとされている。

中協法

- ・ 理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とされている。監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とされている。役員任期の伸長規定について、同上。
- ・ 役員欠員時の職務延長規定について、同上。

会社法

- ・ 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされている。ただし、定款又は株主総会の決議によって、短縮できるとされている。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされている。
- ・ 役員欠員時の職務延長規定について、同上。

改正の方向性

- ・ 理事については、その権限をより適切にチェックする観点から、その任期を、2年以内において定款で定める期間としてはどうか。また、監事については、その権限をより強化する観点から、その任期を、4年以内において定款で定める期間としてはどうか。
- ・ 役員任期の伸長規定についても、他法にならい、所要の整備をすることとしてはどうか。

I-1-(3) 役員の場合や第三者に対する責任

制度の概要

生協の役員が組合や第三者に対して負う責任の内容等について定める制度

生協の現状

- ・ 組合と役員の関係は民法上の委任関係だと解されているが、法令上、明確な規定は存在しない。
- ・ 役員の場合や第三者に対する責任については、民法の規定が適用され、組合に対しては、委任契約に基づき、善良なる管理者の注意義務をもってその任務を遂行する義務を負い、これに反した場合には、債務不履行上の責任を負う。また、第三者に対しては、民法に基づく不法行為責任を負うこととなる。

他制度の状況

農協法

- ・ 組合と役員の関係は、委任関係であることが法律上に明記されている。また、組合の理事及び監事は、組合に対して忠実義務を負うとの規定がある。
- ・ 役員は、任務懈怠の場合は、組合に対して損害賠償責任を負うとされており、この責任は、組合員全員の同意がなければ免除することができない。ただし、役員が善意無重過失の場合は、総会の特別決議により賠償額を一部免除できるとされている。
- ・ また、役員は、職務を行うについて悪意又は重過失があった場合には、第三者に対して損害賠償責任を負うこととされている。

中協法

- ・ 農協法と同様の制度に加えて、役員が善意無重過失の場合には、組合に対する責任を総会の特別決議ではなく、理事会の決議により一部免除できる旨を定款で定めることができるとされている。また、員外理事等については、善意無重過失の場合には、責任の範囲を一定額に限定する旨の契約を当該役員と締結できる旨を定款で定めることができるとされている。

会社法

- ・ 中協法と同様の規定が置かれている。

改正の方向性

農協法にならい、組合と役員の関係が委任関係であることを明確化し、それに基づく忠実義務や責任及びその免除の方法について定めることとしてはどうか。また、組合が第三者に対して責任を負う場合についても、定めることとしてはどうか。